**遺伝子改変マウス作製申込書 iGONAD法** (同意書)

 　　遺伝子実験施設受付番号　２０　　　　-　　　　　　.

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委託者 | 所　　属 |  |
| 研究責任者 |  |  | E-mail |  |
| 実験責任者 |  | 内　線 |  | FAX |  |
| 支払責任者（学外者の場合のみ） | 〒　　　－　　　　　　＊費用の徴収が困難になった場合は、研究責任者へ請求いたしますのでご了解願います。住所機関・所属・氏名連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（E-mail） |
| 導入物質 | 核酸 | DNA | □合成DNA □ プラスミド等培養精製DNA(種類:　　　　　　　　　　　　) |
| RNA | □合成RNA □ in vitro転写RNA |
| タンパク質 | □合成タンパク質　　　□　in vitro 翻訳タンパク質（□市販　　□自家精製） |
| その他 | iGONAD法により、成体妊娠メスマウスの卵管に直接試薬を注入しエレクトロポレーションを行う |
|  | 実施マウス系統 | □C57BL/6N　　□その他の系統（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 動物実験計画書承認番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | **-** |  |  | 組換え申請承認番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | **-** |  |  |

＜提出書類＞

１． 承認済みの動物実験計画書の写し(承認番号と実験計画の判る書類)を提出してください。

２． 遺伝子組換えマウスの場合、「組換えDNA実験承認申請書」(承認済み)の写しを提出してください。

＜同意事項＞

１． 先導生命科学研究支援センター (以下「受託者」)は、委託者から提供された導入物質および作出した個体を委託者の許可無く他者に分与しない。

２． 新規マウス個体作製に係る法律上および契約上の責任あるいは権限は、専ら委託者が有する。

３． 委託者は、導入物質の特性並びに品質に関する正確な情報を受託者に提供しなくてはならない。

４． 受託者は、止むを得ない事情による導入物質の変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力による滅失・散逸などにおいて、責を負わない。

５． 受託者は、委託者からの条件提示がない限り、個体作製終了後、提供された導入物質をすべて廃棄する。また、条件によっては、別途費用がかかることがある。

６．委託者は、この業務が受託者の施設の研究支援の一環で行われていることを了解のうえ、個体作製にかかる費用を、受託者が指定した期日までに負担する。なお、個体作製の成否にかかわらず既納した料金は原則返還しない。

７．本同意書に定めのない事項並びに本同意の履行に疑義を生じた場合には、双方が協議し円満に解決する。

＜受託者記入欄＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 動物実験計画書承認番号 | 委託側 |  | 組換えDNA実験承認申請書承認番号 | 委託側 |  |
|  |  |  |   |
| エレクトロポレーション | 報告書番号：　　 | 　　　年　　　月　　　日ゲノム機能解析分野長 |  |
| 実施者 |  | 　　　 |  |